

発電利用に供する木質バイオマスの証明 に係る事業者認定実施要領【GHG対応】

長野県木材協同組合連合会
令和6年11月1日適用

第一 目的

本実施要領は、長野県木材協同組合連合会（以下「本団体」という）が令和6年11月1日に作成し、公表した「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範」（以下「行動規範」という。）に規定する「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領【GHG対応】」の内容を定めるものである。

第二 本実施要領に基づく認定の対象

- 1 林野庁が平成24年6月18日に公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（以下「発電用ガイドライン」という。）に示された、森林・林業・木材産業関係団体等の認定を得て事業者が行う証明方法により、発電利用に供する木質バイオマスの証明を行おうとする事業者は、本実施要領に基づく認定（以下「認定」という。）を受けなければならない。
- 2 国内木質バイオマスに係るライフサイクル GHG 算定に必要な情報（以下「GHG 関連情報」という）の収集・管理・伝達を行う事業者については、発電用ガイドラインに基づく GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けなければならない。
- 3 本実施要領にもとづく認定は当団体の会員を対象とする。ただし、本団体の会員たる団体に所属する事業体については、当団体の会員と見なして認定の対象とする。
- 4 前項の対象事業体以外の認定についての事項は、必要があれば別途定める。

第三 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書の提出

本実施要領に基づく認定を受けようとする事業者は、「発電用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」（様式1）を所属団体等の認定推薦書（様式1-2）を添え、本団体へ提出しなければならない。

- 2 認定を受けた事業者は、別記1-1で定める「認定手数料」並びに「管理事務費」を期日までに支払わなければならない。

第四 審査及びその結果の通知

- 1 本団体は、本実施要領に基づく会員等の認定のため審査委員会を設けるものとする。
- 2 審査は、提出された「発電用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」の内容について、本実施要領第五及び発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドラインに基づき、厳正に書類審査を実施し、認定の可否を決定する。また、必要に応じて現地審査の実施、審査委員会の意見を聞くものとする。
- 3 GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る初回の認定については、必要に応じて現地審査を実施することとする。これに関し、審査の効率化等の観点から、オンライン会議システム等を活用して行うことができることとする。
- 4 本団体は、審査結果を申請者に通知するものとする。

第五 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定要件

事業者が認定を受けるためには、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

(分別管理)

- ① 発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又一般木質バイオマスが互いに、かつそれ以外の木材・木材製品等（以下「その他の木材」という）と分別して保管することが可能な場所を有していること。
- ② 入出荷、加工、保管の各段階において、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつその他の木材と混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

(帳票管理)

- ③ 発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。
- ④ 関係書類（証明書を含む。）を5年間保存することとしていること。

(責任者の選任)

- ⑤ 本取組の責任者が1名以上選任されていること。

(GHG 関連情報の管理等)

- ⑥ 国内木質バイオマスの GHG 関連情報の収集・管理・伝達を行う場合は、GHG 関連情報のある木質バイオマスの管理に必要な保管場所を有していること。

また、責任者が選任されており、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る方法が定められていること。

第六 事業者認定書の交付及び公表

- 1 本団体は第4に掲げる審査により認定する事業者（以下「認定事業者」という。）に対して、「事業者認定書」（様式2）を交付するとともに、認定事業者として登録し、その名称、代表者名、住所、団体認定番号（GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けた事業者については、その旨が判別できる番号とする。）、認定年月日を公表するものとする。
- 2 事業者認定書の有効期間は認定の日から3年間とする。

第七 証明事項の記載

- 1 認定事業者は、発電用ガイドラインに基づき証明する木質バイオマスの出荷に当たって、納品書等に団体認定番号及び発電用ガイドラインに基づき証明する木質バイオマスであることを記載し、出荷先へ引き渡すものとする。
GHG関連情報の収集・管理・伝達を行う場合は、GHG関連情報も記載する。
- 2 なお、別途証明書を作成する場合の様式は、様式3とする。

第八 取扱実績報告及び公表

- 1 認定事業者は、「間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることが証明された木材の取扱実績報告」（様式4）等により、発電用ガイドラインに基づき証明された木質バイオマスの取扱等に係る前年度分の実績を毎年6月末までに、本団体へ報告する。
- 2 本団体は、認定会員からの報告を取りまとめ、その概要を公表する。

第九 立入検査

本団体は、必要に応じて、認定事業者による合法木材・間伐材ガイドラインに基づき確認された間伐材（チップ）、発電用ガイドラインに基づき証明された木質バイオマスの取扱いが適正であるか否かを検査するものとし、認定事業者は、本団体から検査を行う旨通知を受けた場合は必要な情報を提供するなど本団体に協力しなければならない。

本団体は、検査において適正でない事項が認められた場合は、認定事業者に対して、期間を定めて是正を指導する。

なお、GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けた事業者に対しては、認定の翌年度以降毎年度（更新の認定を行う年度を除く）、書類検査を実施することができるものとする。

第十 認定事業者の取消し

- 1 本団体は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。また、悪質と考えられる場合は、事業者名等を

本団体のホームページ等に公表するものとする。

- ① 証明書の記載事項（GHG 関連情報を含む。）に虚偽があったとき。
 - ② 認定事業者から認定の取消申請書（様式 5）の提出があったとき。
 - ③ 本団体が認定事業者には是正を求めた事項が是正されないとき。その他認定事業者が認定事業者の要件に適合しなくなったとき。
 - ④ 認定事業者が別記 1－1 に定める認定手数料、管理事務費を期日までに納入しなかったとき。
- 2 本団体は、認定を取り消したときは、様式 6 で定める「認定取消通知書」を当該認定事業者に送付するものとする。

第十一 認定内容の変更、認定の継続

- 1 認定事業者は、認定に係る内容を変更した場合は、速やかに「事業者認定書記載事項変更届」（様式 7）を提出しなければならない。
- 2 本団体は、前項の変更届を受理したときは、速やかに記載事項を変更した事業者認定書を交付する。
- 3 認定の継続を希望する認定事業者は、有効期間の満了する 20 日前までに、「発電用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者継続認定申請書」（様式 1－3）を本団体に提出しなければならない。
継続に係る認定書の交付及び公表については、第六の規定によるものとする。

附則 本実施要領は、令和 6 年 1 1 月 1 日から施行する。

別記 1 - 1

(認定手数料・管理事務費)

認定手数料並びに管理事務費については次表のとおりとする。

区 分	金 額	備 考
認定手数料	11,000 円 ・ 認定審査会 ・ 認定証の交付 ・ 認定者ホームページ掲載	新規・更新の申請時に徴収
管理事務費	年額 13,200 円	1 初年は、申請時の1か月以内に納付する。(認定日が11月から9月の間の場合は月割りとする。) 2 2年目、3年目については請求書に基づき毎年10月末までに納付する。

※1合法性・持続可能性の証明及び間伐材（チップ）の確認に係る事業者等の認定を受けている者は、認定手数料及び管理事務費の金額を半額とする。

※2管理事務費については、各単協における適正な管理・指導を図るため、毎年度末の認定事業者数に1,000円を乗じた額を各単協に交付するものとする。ただし、合法性・持続可能性の証明及び間伐材（チップ）の確認に係る事業者等の認定と発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定の双方の認定を受けている場合は、その事業者数に1,500円を乗じた額を各単協に交付するものとする。